

---

---

# 預金口座振替関連規定

---

---

## 目次

預金口座振替規定 .....	1
Web 口座振替受付サービス利用規定 .....	2

## 預金口座振替規定

1. 銀行に請求書(データによる請求を含みます。以下同じです。)が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。  
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。  
なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り銀行はこの契約が終了したものとして取扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
5. 収納機関の都合でお客様番号等が変更になったときは、変更後のお客様番号等で引続き取扱ってください。

実施日：2020年2月10日

## Web 口座振替受付サービス利用規定

この規定は、お客さまが Web 口座振替受付サービス(以下「本サービス」といいます。)を利用する場合の規定を定めたものです。お客さまは、この規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任においてこの規定に同意したうえで本サービスを利用するものとします。

### 1. (サービスの内容)

本サービスは、お客さまが当行所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客さまの指定する口座(以下「対象口座」といいます。)を対象として、当行所定の仕様を満たすパーソナルコンピュータ・携帯電話その他の端末機(以下「端末機」といいます。)から、インターネットを通じて、後記7(2)の預金口座振替契約の締結を申し込むことができるサービスをいいます。

### 2. (利用対象者)

本サービスの利用は、日本国内に居住し、当行所定のキャッシュカード(Visa デビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。)をお持ちの個人のお客さまに限ります。

### 3. (対象口座)

本サービスにおいて指定可能な対象口座は、カードを発行している当行所定の普通預金口座に限ります。

### 4. (サービス利用可能時間等)

本サービスの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動、臨時のシステム調整その他の理由により、事前の通知なく変更すること、または、本サービスの全部もしくは一部がご利用できないことがあります。

### 5. (預金口座振替契約の締結手続(本人確認手続))

本サービスを利用する場合、お客さまは、端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の本サービスにかかる画面表示等および収納機関との間の契約書面等により本サービスでの申込内容を確認の上、当該ウェブサイト上に表示された本サービスにかかる操作手順に従い、自ら端末機に対象口座の支店名、科目、口座番号、生年月日、口座名義、カードの暗証番号等(あわせて以下「所定事項」といいます。)を入力し、当行宛てに伝達してください。お客さまが当行宛てに伝達した事項が当行に登録されている所定事項と一致した場合に、当行はお客さま本人から預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続きを行います。

### 6. (サービスの利用停止等)

当行所定の回数を超えて所定事項を誤って端末機に入力した場合、当行は同日における本サービスの利用を停止いたします。

### 7. (預金口座振替契約の締結)

#### (1) 申込の方法

お客さまは、前記5.に従い、預金口座振替契約の締結に必要な所定事項を、当行所定の方法により正確に伝達することにより申込むものとします。

#### (2) 申込の承諾

当行がお客さまの申込を受け付けた場合、預金口座振替申込の内容を端末機の画面に表示します。お客さまはその内容を確認のうえ、正しい場合には、当行所定の方法により確認した旨を当行に通知するものとします。

申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は申込が確定したものとし、当行は申込を承諾した旨の通知を端末機に発信し、その内容が端末機の画面に表示されます。

この場合、当該承諾通知を当行が端末機に対して発信した時点でお客さまと当行との間で預金口座振替契約が締結されたものとし、当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合は、お客さまは当行に照会するものとし、この照会がなかったことによってお客さまに生じた損害については当行の責めによる場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。また、申込確定後に申込内容の取消および変更はできないものとし、

### (3) 申込の不成立

以下のいずれかに該当する場合は、預金口座振替契約の締結は成立しないものとし、この場合、当行はお客さまに対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、お客さま自身で成否を確認するものとし、

- A. カードの紛失または盗難の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを取ったとき
- B. 差押等裁判所等の公的機関による措置等やむを得ない事情があり、当行が不適当と認めたとき
- C. 災害・事変その他当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

## 8. (収納機関への情報通知)

(1) 預金口座振替契約が成立した場合、当行はお客さまの当該収納機関に対する預金口座振替申込に関する情報をお客さまに代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、届出書または変更届によりお客さまに代わって当該収納機関に送付するものとし、

当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、お客さまは予め同意するものとし、

(2) 申込の確定に関し、当行は収納機関に対し、お客さまが当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

## 9. (預金口座振替の開始時期)

収納機関による振替開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

## 10. (免責事項)

(1) 前記 5.により本人確認手続が正常に完了し、預金口座振替契約の申込があった場合は、当行はお客さまを本人とみなし、端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰す場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(2) 後記 A.から F.までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

- A. 災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき。
- B. 端末・通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により本サービスの提供ができなかった場合、または当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、本サービスの提供ができなかった場合。
- C. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達した情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じたとき。
- D. お客さまにおける端末機の不正利用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合。
- E. 当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき
- F. 前記 A.から E.までのほか、当行の責めに帰することができないとき。

(3) 公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴、不正アクセス等がなされたことにより、お客さまの暗証番号、その他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めによる場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(4) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替についてお客さまと収納機関またはその他の第三者との間で紛議が生じて、当行の責めによる場合を除き、お客さまと収納機関または当該第三者との間

でこれを解決するものとし、当行はいっさい責任を負わないものとしします。

(5) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(6) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとしします。

#### 11. (届出事項の変更等)

(1) お客さまの氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面その他当行所定の方法により当行へ届出てください。

(2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行の責めによる場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

#### 12. (通知等の連絡先)

当行はお客さまに対し、申込内容について通知、照会、確認をすることがあります。その場合、お客さまがあらかじめ当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が当該連絡先にあてて通知、照会、確認を発信、発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 13. (規定等の準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定(通帳式)、あおぞらキャッシュカード規定、あおぞらキャッシュカード・プラス(Visa デビット)規定等の各種規定により取り扱います。

#### 14. (個人情報の取扱い)

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、「あおぞら銀行の個人情報保護への取組方針(プライバシーポリシー)」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取り扱います。

#### 15. (個人情報の第三者提供の同意)

お客さまは、この規定に基づく申込および取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、収納機関におけるサービス提供およびそれにかかる付随業務のため、当行から収納機関に提供されることに同意します。

#### 16. (責任制限)

本サービスの利用に伴いお客さまに生じた損害については、当行の責めに帰す場合を除き、いっさい責任を負いません。

#### 17. (準拠法・合意管轄)

(1) 本サービスおよびこの規定の準拠法は日本法とします。

(2) 本サービスについて訴訟の必要性が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 18. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢、その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとしします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとしします。

実施日：2020年2月10日